

那須町家族介護慰労金について

申請月から前1年間の介護サービスの利用状況や入院状況等を確認し、支給要件を満たしていれば、家族介護慰労金を受け取ることができます。支給要件等は下記のとおりです。

1. 支給要件

家族介護慰労金の支給を受けるためには、(1)及び(2)の各要件すべて満たしている必要があります。

(1) 要介護高齢者（介護を受けている高齢者）

- ①町内に住所を有し、要介護状態区分が要介護4または要介護5に認定され、在宅で生活する方。
- ②在宅介護サービスの利用が申請月の前1年間において合計10日以内であること（福祉用具貸与、福祉用具購入及び住宅改修は除く）。
- ③入院日数の合計が申請月の前1年間において合計90日以内であること。

(2) 介護者（介護をしている家族。介護者が2名以上の場合は主に介護している方）

- ①町内に住所を有し(1)の要介護高齢者と同居かつ介護している方。
- ②町税に滞納がないこと。

2. 支給額

年額60,000円

申請書受付後、介護サービスの利用状況等を調査し適当と認められれば、後日口座へ慰労金を振り込みます。

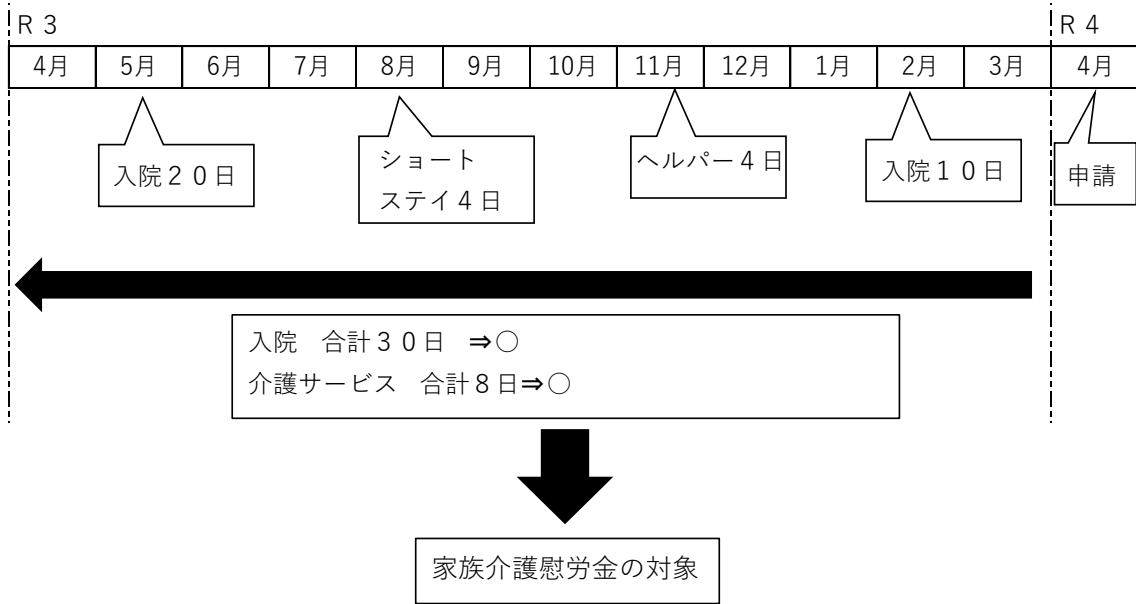
※調査には1ヶ月程度期間を要します。

3. 申請方法

上記支給要件に該当し家族介護慰労金の支給を希望する介護者は、家族介護慰労金申請書(様式第1号)を保健福祉課地域支援係に提出してください。

※支給決定は年1回となります。同じ年度内に2度支給決定を受けることは出来ません。

○家族介護慰労金対象例



○家族介護慰労金対象外例

